平成２３年（フ）第１０２３号
仙台市若林区南小泉３丁目21番10号　シャトーＫ102、従前の住所仙台市若林区六郷16番19号　シティーハイム・エムオー102
債務者　齋藤　　治
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
福島市森合字的場９番地の38、従前の住所福島市北原９番地の６
債務者　新山　光雄
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２０７号
福島市森合字的場９番地の38、従前の住所福島市北原９番地の６
債務者　新山えい子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２０８号
福島市森合字的場９番地の38、従前の住所福島市北原９番地の６
債務者　新山　泰一
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２３１号
福島市瀬上町字幸町15番地の２　レミングハウス106
債務者　宮崎　　満
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５１７号
茨城県水戸市元吉田町938番地の２　山勇ハイツＢ棟102号
債務者　瀧口　　廣
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５４１号
茨城県水戸市下入野町1595番地
債務者　清宮登美男
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５４３号
茨城県鉾田市舟木208番地
債務者　柴田　洋美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５６７号
茨城県鉾田市造谷1206番地
債務者　江沼　照子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５６９号
茨城県ひたちなか市大字高野142番地の32
債務者　黒沢　純子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６５号
茨城県かすみがうら市戸崎1332番地
債務者　椎名　智美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８０号
茨城県つくば市自由ケ丘451番地150
債務者　菅澤　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８６号
茨城県土浦市白鳥町978番地210
債務者　北山　広美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４４３号
金沢市彦三町２丁目10番９号　アネックス彦三301号、従前の住所金沢市泉野町２丁目14番２号
債務者　石原　　毅
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４８３号
金沢市米泉町３丁目26番地　エクセルハウス202号室
債務者　田高　　洋
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４２０号
山梨県甲府市下向山町789番地４
債務者　真島　和広（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
山梨県南アルプス市山寺1070番地　御崎団地３－５
債務者　長沼　睦人
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係